

無利息融資と法人税法22条2項

—清水惣事件

大阪高裁昭和53年3月30日判決

(昭和47年(行コ)第42号：法人税額更正決定取消等請求事件)
(高民集31巻1号63頁、判時925号51頁、金判546号33頁)

東京大学教授
増井良啓
ますい よしひろ

事実の概要

X（原告・被控訴人）は、織物、繊維製品、雑貨の売買と貿易を目的とする株式会社である。訴外Tは、昭和37年11月1日に繊維、化成品の製造と販売を目的として設立された株式会社である。Tの昭和40年11月30日現在の発行済株式4万株のうち、1万6028株をXが保有しており、XとTとは親子会社の関係にあって、ともに法人税法上の同族会社である。Xは、昭和37年12月1日、Tに対しその事業達成を援助する目的で、期間を3か年に限り、4000万円を限度として無利息で融資する旨の契約を締結した。この契約に基づき、Xは、Tに対して、昭和39事業年度において各月末残高2654万円を融資した（以下「本件無利息融資」という）。

Y（税務署長一被告・控訴人）は、本件無利息融資につき、年10%の利率による利息相当額を寄附金と認定し、寄附金損金不算入額として、昭和39事業年度の所得金額に206万1013円、昭和40事業年度のそれに258万2134円を各加算計上する更正処分をした。異議申立ておよび審査請求をへてXが出訴。

第1審では租税回避行為の否認を理由として利息相当額を益金に算入できるかどうかが争われ、大津地判昭和47・12・13（訟月19巻5号40頁）は、結論としてこれを消極に解し、Xの請求を認容して本件更正処分を取り消した。Yが控訴。大阪高裁は、以下のように判示したのち、年6%で利息相当額を算定し、それにもとづいて寄附金の損金不算入の限度内で原処分を維持し、その限度をこえる部分を取り消した。なお、当時の法人税法の「寄付金」という表記は、平成10年3月法律24号により「寄附金」と改められている。

判旨

原判決変更（確定）。

I 「法人税法は、各事業年度の所得を法人税の課税の対象とし（法5条）、右所得の金額は『当該事業年度の益金の額から損金の額を控除した金額とする』（法22条1項）と定めている。そして、当該事業年度の益金に算入すべきものとして、『資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額』を挙げている（法22条2項）が、それは、私法上有効に成立した法律行為の結果として生じたものであるか否かにかかわらず、また、金銭の型態をとっているかその他の経済的利益の形をとっているかのことになるのである。」

III 「ところで、旧法は、各事業年度の所得を法人税の課税の対象とし（8条）、右所得の金額は『各事業年度の総益金から総損金を控除した金額による』（9条1

項）と規定し、また、寄付金の損金不算入に関する規定をおいている（9条3項）けれども、旧法には、法22条2項、37条5項〔現7項〕のような規定はなかった。しかし、本件に適用されるべき法条に関する法の規定は、旧法の解釈上も妥当と考えられていたところを法文化したものであり、それによって従来の法人税法の所得計算の変更が意図されているものではないと解されるのであって、旧法の関係規定について、右に述べたところと別異に解釈すべき根拠は見出しがたいところである。」

IV 「以上述べたところからすれば、本件無利息融資に係る右当事者間において通常ありうべき利率による利息相当額は、Xが、Tからこれと対価的意義を有するものと認められる経済的利益の供与を受けているか、あるいは、営利法人としてこれを受けることなく右利息相当額の利益を手離すことを首肯するに足る何らかの合理的な経済目的等のためにTにこれを無償で供与したものであると認められないかぎり、寄附金として取扱われるべきものであり、それが法37条5項かっこ内所定のものに該当しないかぎり、寄附金の損金不算入の限度で、本件第1、第2事業年度の益金として計上されるべきこととなる。」

解説

1 本判決の意義

1 親会社Xが子会社Tに無利息で融資した場合、Xはどう課税されるか。これが本件の問題である。解釈論としては、Xの融資が、法人税法（以下「法」とする）22条2項にいう「無償による……役務の提供」にあたるか、また、法37条7項にいう「経済的な利益の……無償の供与」にあたるか、が問題となる。本判決は結論としてこの両問を肯定し、本件無利息融資に係る利息相当額が、「寄附金の損金不算入の限度で……益金として計上されるべき」であるとした。

平成30年度税制改正で法22条の2が設けられ、役務の提供に係る収益の額として益金計上する金額は、「提供をした役務につき通常得べき対価の額」とされた（同4項）。したがって、本判決の結論には現在は法律上の明確な根拠が与えられている。本判決は、法22条の2が設けられる以前において、法22条2項の解釈として無利息融資の扱いを示したものである。

以下では、判旨IとIIを中心として22条2項の趣旨と適用範囲について解説し（2・3）、会社グループ内の所得振替に触れる（4）。本判決は、他にも、昭和40年改正前後で所得計算に変更がない旨（判旨III）、法22条2項と37条の関係（判旨IV）、利息相当額の算定方法、法22条と132条の関係等、興味深い論点を含んでいる。

2 「無償による役務の提供」に係る収益

2 無利息で融資をおこなった法人に「無償による役務の提供」に係る収益が生ずるのはなぜか。

判旨Iは、無償取引を、通常の対価を伴う有償取引および受領した対価の相手方への移転という二段階取引と同視し、第一段階の行為によって収益が発生するとする（有償取引同視説または二段階説）。判旨IIは、無利息融資の場合に通常の利息相当額が貸主から借主に移転することをもって収益発生の根拠としている（同一価値移転説）。

学説上は、正常な対価で取引をおこなった者との間の負担の公平を維持するために、無償取引からも収益が生ずることを擬制したという考え方があり（適正所得算定すべきものとする趣旨と解される。そして、資産の無償

説、金子・後掲318頁）、最判平成7・12・19（民集49巻10号3121頁〔南西通商株式会社事件〕一本書52事件）にも影響を及ぼしていた。

3 合理的な経済目的

3 合理的な経済目的がある場合には、無利息融資をなした法人に収益が生じないと解すべきか。判旨IIは、利息「相当額の利益を手離すこと首肯するに足りる何らかの合理的な経済目的」が存在するときには、収益が認識されないとしている。その後の裁判例も、法37条の「寄附金」は「通常の経済取引として是認することができる合理的な理由が存在しないものを指す」とする（引用は東京地判平成21・7・29判時2055号47頁〔本書61事件〕。また、東京地判平成26・1・24判時2247号7頁）（法人税基本通達9-4-2も参照）。

なお、本判決は、「対価的意義を有するものと認められる経済的利益の供与を受けている」場合にも、無償取引にかかる収益は生じないとしている。対価があるのならそれは有償取引であるから、このこと自体は当然である。問題はむしろ、対価の有無をどう判定するかである。

4 会社グループ内の所得振替

4 本件では、XからTへと利息相当額の経済的利益が移転している。その結果、会社グループのメンバー間で所得が振り替えられる。

そして、法22条2項・22条の2と37条を適用すると、第1に、無償取引があった場合に、あるときは両当事者とも課税されず、あるときは両当事者とも課税される。すなわち一方で、本件のような無利息融資の場合、寄附金の損金算入限度額の範囲内でXには課税されず、またTにおいて利息相当額を益金に算入することはない。他方で、AがBに資産を無償譲渡した場合、寄附金の損金算入限度額をこえる範囲でAにおいて課税され、それとは独立にBにおいて資産の時価相当額の受贈益が生じる（大阪高判昭和59・6・29行集35巻6号822頁、名古屋高金沢支判平成10・11・30訟月46巻12号4267頁）。第2に、寄附金の範囲が広くかつ損金算入限度額が機械的に定まるため、所得振替に伴う法人税額減少への対処としては不十分である（大阪地判昭和53・11・17行集29巻11号1957頁）。これらの問題を解決するために、通常の対価相当額のみによる取引のみがあったという擬制にもとづき、取引の両当事者を通じて一貫した調整措置を定める立法論が提案してきた（金子・後掲355頁）。

その後、平成22年度改正で導入されたグループ法人税制の適用範囲は、完全支配関係のある内国法人間取引に限定されている（法25条の2、37条2項）。令和2年度改正で連結納税制度の見直しに伴い導入された選択制のグループ通算制度も、本件のような事案には適用されない。その意味で、会社グループ内の所得振替に関する立法上の課題は、なお今後に残されている（増井良啓『結合企業課税の理論』[2002] 24頁以下）。

[検討事項]

- ①判旨IとIIは相互にどのような論理的関係にたつか。
- ②Tはどう課税されるか。

[参考文献]

- 金子宏「無償取引と法人税——法人税法22条2項を中心として」
同『所得課税の法と政策』[1996]（初出1983）318頁